（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部改正）

第七条　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第四項第一号中「第四条の二第二項」を「第四条第一項第一号ロ」に改める。

第七十六条及び第七十六条の二第一項中「第四条第四項第三号」を「第四条第六項第三号」に改める。

（銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部改正）

第八条　銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号）の一部を次のように改正する。

第八条第四項第一号中「第四条の二第二項」を「第四条第一項第一号ロ」に改める。

第五十四条及び第五十四条の二第一項中「第四条第四項第三号」を「第四条第六項第三号」に改める。

（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正）

第九条　次に掲げる告示の規定中「第十一条第五項第三号」を「第十一条第七項第三号」に改める。

一　信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）第七十条及び第七十条の二第一項

二　信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第八号）第二条第三項第八号

（協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部改正）

第十条　協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「第三条の二第二項」を「第三条第一項第一号ロ」に改める。

第四十七条及び第四十七条の二第一項中「第三条第五項第三号」を「第三条第七項第三号」に改める。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正）

第十一条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第八号中「第三条第五項第三号」を「第三条第七項第三号」に改める。

（最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件及び銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正）

第十二条　次に掲げる告示の規定中「第四条第四項第三号」を「第四条第六項第三号」に改める。

一　最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十号）第四十三条

二　銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第七号）第二条第三項第八号

○金融庁告示第五十三号

銀行法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百四十二号）附則第二条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定を適用しない銀行及び銀行持株会社を次のように定め、平成二十六年十二月一日から適用する。

平成二十六年十月二十二日　　金融庁長官　細溝　清史

銀行法施行令等の一部を改正する政令附則第二条第二項に規定する金融庁長官の指定する銀行及び銀行持株会社は、銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年金融庁告示第三十五号）第一条の表一の項及び二の項の銀行の欄に掲げる銀行並びに同告示第四条に掲げる銀行持株会社とする。

○金融庁告示第五十四号

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成二十六年内閣府令第六十九号）附則第二条第二項の規定に基づき金融庁長官が定めるものは、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）第十条第三項第三号に掲げるものとし、平成二十六年十二月一日から適用する。

平成二十六年十月二十二日　　金融庁長官　細溝　清史

○金融庁告示第五十五号

信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）第十一条第十二項第四号並びに信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第百十三条の五第二項、第百十四条第二項及び第四項、第百十五条第一項並びに第百十七条第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を次のように定め、平成二十六年十二月一日から適用する。

平成二十六年十月二十二日　　金融庁長官　細溝　清史

（合算関連法人等から除かれる者）

第一条　信用金庫法施行規則（以下「規則」という。）第百十三条の五第二項に規定する金融庁長官が定める者（信用の供与等（信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号。以下「法」という。）第八十九条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条第一項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条、第四条及び第七条において同じ。）を行う者が金庫である場合に限る。）は、次に掲げる者とする。

一　金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいい、これに類似する外国に所在するものを含む。）に上場されている有価証券の発行者又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿（これに類似するもので外国に備えられるものを含む。）に登録されている有価証券の発行者

二　他の法人等（信用金庫法施行令（以下「令」という。）第十一条第一項第一号ロに規定する法人等をいう。）の子会社（令第十一条第四項に規定する子会社をいう。以下この号において同じ。）又は子法人等（令第十一条の二第二項に規定する子法人等をいい、子会社に該当するものを除く。）（前号に掲げる者を除く。）

三　受けている信用の供与等の額が、当該信用の供与等を行う金庫（連結自己資本比率（規則第六十六条第一項第三号ロに規定する連結自己資本比率をいう。次号において同じ。）を算出するものに限る。以下この号において同じ。）の信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本